

家畜衛生情報

第 158 号
令和 6 年 12 月

石狩地区家畜自衛防疫推進協議会・北海道石狩家畜保健衛生所

話題

- | | |
|--|------------------------------------|
| 1 国内外の越境性動物疾病発生状況及び対策 | 8 牛の異常産について |
| 2 防疫演習の開催 | 9 令和 6 年度病性検定におけるヨーネ病スクリーニング検査について |
| 3 定期報告書の提出について | 10 薬剤耐性 (AMR) 対策について |
| 4 飼養衛生管理支援システム | 11 家畜の日射病・熱射病の発生 |
| 5 家畜伝染病予防法 5 条に基づく検査成績 | 12 獣医師法第 22 条の届出について (獣医師の方へ) |
| 6 監視伝染病発生状況 (令和 6 年 1 月 1 日～11 月 30 日) | 13 石狩家畜保健衛生所
職員配置図・緊急連絡先 |
| 7 第 72 回家畜保健衛生所業績発表会 | |



1 国内外の越境性動物疾病発生状況および対策

〈高病原性鳥インフルエンザ〉

今シーズンは 12 月 20 日時点で、家きんにおいて 11 道県 15 事例で発生し、約 168.6 万羽が殺処分されており、すでに昨シーズン終了時の 11 事例、約 85.6 万羽を超えています。北海道においては 10 月 17 日に厚真町 (肉用鶏約 2 万羽)、11 月 12 日に旭川市 (採卵鶏 4.4 万羽) で発生がありました。

野鳥では 9 月 30 日に北海道乙部町で高病原性鳥インフルエンザが検出されて以降、15 道県 84 事例報告があり、石狩管内においても 11 月 10 日、12 月 13 日に札幌市でハシブトガラスから高病原性鳥インフルエンザが検出され、すでに管内にウイルスが侵入していることが分かります。

北海道において、過去には 4 月下旬まで本病の発生があったことから、今シーズンも、渡り鳥の飛来が終わる来年 5 月までは飼養衛生管理基準の遵守徹底を継続して発生防止に努めると共に、家きんに死亡羽数の増加等の異状があった際は、速やかに家畜保健衛生所に御連絡ください。



令和6年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

○野鳥 15道県84事例

※詳細は環境省HP参照

検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
1 北海道乙部町	9/30	ハヤブサ	HPAI	H5N1
2 北海道洞爺湖町	10/8	鶺鴒(カモ類)	HPAI	H5N1
3 北海道網走市	10/16	オジロウシ	HPAI	H5N1
4 福島県会津若松市	10/18	コガモ	HPAI	H5N1
5 新潟県長岡市	10/21	オオカモ	HPAI	H5N1
6 秋田県湯沢市	10/21	コガモ	HPAI	H5N1
7 新潟県阿賀野市	10/23	オオカモ	HPAI	H5N1
8 新潟県新潟市	10/24	オオカモ	HPAI	H5N1
9 滋賀県長浜市	10/25	ハヤブサ	HPAI	H5N1
10 福島県いわき市	10/26	カルガモ	LPAI	H5N3
11 北海道清里町	10/28	オオカモ	HPAI	H5N1
12 北海道釧路市	10/29	オオカモ	HPAI	H5N1
13 北海道札幌市	10/30	オオカモ	HPAI	H5N1
14 北海道旭川市	10/31	オオカモ	HPAI	H5N1
15 徳島県阿南町	10/24	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
16 北海道洞爺湖町	10/30	オオカモ	HPAI	H5N1
17 北海道本別町	10/31	オオカモ	HPAI	H5N1
18 新潟県十日町市	11/1	オオカモ	HPAI	H5N1
19 新潟県新潟市	11/3	キンクロハジロ	HPAI	H5N1
20 鹿児島県出水市	11/4	環境試料(水)	HPAI	H5N1
21 北海道釧路市	10/22	タンチョウ	HPAI	H5N1
22 秋田県横手市	10/31	オオカモ	HPAI	H5N1
23 北海道清里町	11/1	タンチョウ	HPAI	H5N1
24 福岡県福岡市	11/1	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
25 岩手県盛岡市	11/3	オオカモ	HPAI	H5N1
26 滋賀県草津市	11/5	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
27 福井県福井市	11/9	ハヤブサ	HPAI	H5N1
28 鳥取県鳥取市	10/29	カモ・ハクチョウ類	HPAI	H5N1
29 北海道札幌市	11/10	ハンソトガラス	HPAI	H5N1
30 鹿児島県出水市	11/11	環境試料(水)	HPAI	H5N1
31 福島県福島市	11/13	オオカモ	HPAI	H5N1
32 鳥取県鳥取市	11/7	鶺鴒(カモ類)	HPAI	H5N1
33 熊本県天草市	11/12	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
34 鹿児島県出水市	11/16	ナベヅル	HPAI	H5N1
35 鹿児島県出水市	11/17	ナベヅル	HPAI	H5N1
36 鹿児島県出水市	11/17	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
37 北海道釧路市	11/15	オジロウシ	HPAI	H5N1
38 福島県福島市	11/18	オオカモ	HPAI	H5N1
39 鹿児島県出水市	11/18	ナベヅル	HPAI	H5N1
40 鹿児島県出水市	11/18	環境試料(水)	HPAI	H5N1
41 鹿児島県出水市	11/18	ナベヅル	HPAI	H5N1
42 鹿児島県出水市	11/19	ナベヅル	HPAI	H5N1
43 鹿児島県出水市	11/20	ナベヅル	HPAI	H5N1
44 鹿児島県出水市	11/20	マナヅル	HPAI	H5N1
45 鹿児島県出水市	11/21	ナベヅル	HPAI	H5N1
46 北海道網走市	11/20	ハンソトガラス	HPAI	H5N1
47 北海道稚子市	11/21	ハンソトガラス	HPAI	H5N1
48 鹿児島県出水市	11/21	ナベヅル	HPAI	H5N1
49 鹿児島県出水市	11/22	ナベヅル	HPAI	H5N1
50 愛知県大府市	11/25	ヒドリガモ	HPAI	H5N1

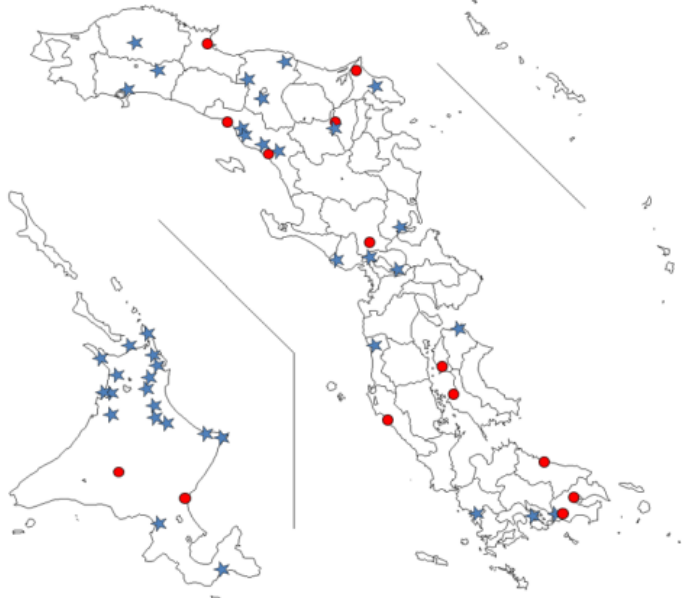
※ HPAI: 高病原性鳥インフルエンザ
LPAI: 低病原性鳥インフルエンザ

○家さん 11道県15事例

(令和6年12月20日時点)

地域	疑似患者判定日	用途	羽数(約)	亜型
1 北海道厚真町	10/17	肉用鶏	2.0万羽	H5N1
2 千葉県香取市	10/23	採卵鶏	3.7万羽	H5N1
3 新潟県上越市	10/26	採卵鶏	188羽	H5N1
4 島根県大田市	10/31	採卵鶏	40.2万羽	H5N1
5 新潟県胎内市	11/6	採卵鶏	33.7万羽	H5N1
6 香川県三豊市	11/7	採卵鶏	4.3万羽	H5N1
6関連 香川県観音寺市	11/7	採卵鶏	2.8万羽	-
7 宮城県石巻市	11/10	肉用鶏	12.3万羽	H5N1
7関連 宮城県石巻市	11/10	肉用鶏	4.8万羽	-
8 北海道旭川市	11/12	採卵鶏	4.4万羽	H5N1
9 岐阜県本巣市	11/19	採卵鶏	1.5万羽	H5N1
10 鹿児島県出水市	11/20	採卵鶏	11.3万羽	H5N1
11 埼玉県行田市	11/25	あひる(肉用)	0.3万羽	H5N1
12 宮崎県川南町	12/3	肉用鶏	2.7万羽	H5N1
13 愛媛県西条市	12/10	採卵鶏	15.0万羽*	H5N1
13関連 愛媛県西条市	12/10	採卵鶏	8.6万羽*	-
13関連 愛媛県今治市	12/10	採卵鶏	20羽*	-
14 愛媛県西条市	12/19	採卵鶏	11.0万羽*	H5
15 鹿児島県霧島市	12/20	肉用鶏	10.0万羽*	H5

*疑似患者確認時の羽数



出典：農林水産省HP

<豚熱（CSF）>

平成30年に国内で発生して以来、令和6年11月末日時点で94事例の発生が確認されています。北海道を除く46都府県がワクチン接種推奨地域（野生いのししから豚等へのCSF感染のリスクが高く、農林水産省が指定した地域）に指定されています。これにより、国外を除き道外から豚等の生体、死体、精液、受精卵並びに胎盤、排せつ物、敷料、飼料、飼養器具等を持ち込むことはできません。

北海道内においてもウイルスの侵入が起こり得ることを念頭に、農場においては、飼養衛生管理基準に基づく衛生対策を継続してください。

- 国外から豚を導入する場合は、事前に家畜保健衛生所へ「導入計画書」の提出が必要です。
- 毎日健康観察を行い、異状が見られたら、速やかに御連絡ください！

豚熱（CSF）の症状

特徴的な症状が無く、気がつきにくい疾病です！

発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等
異状を発見したら直ちに通報しましょう！



耳翼の紫斑



元気がない



結膜炎

写真出典：岐阜県

重症例は後躯麻痺・運動失調・四肢の激しい痙縮などの神経症状、皮下出血による紫斑(耳翼、尾、腹部、内股部)を呈し死亡。

<アフリカ豚熱（ASF）>

アジアでは平成30年より急速に感染拡大し、日本および台湾を除く全ての国に波及しています。また、アフリカ、ヨーロッパにおいても継続発生しています。

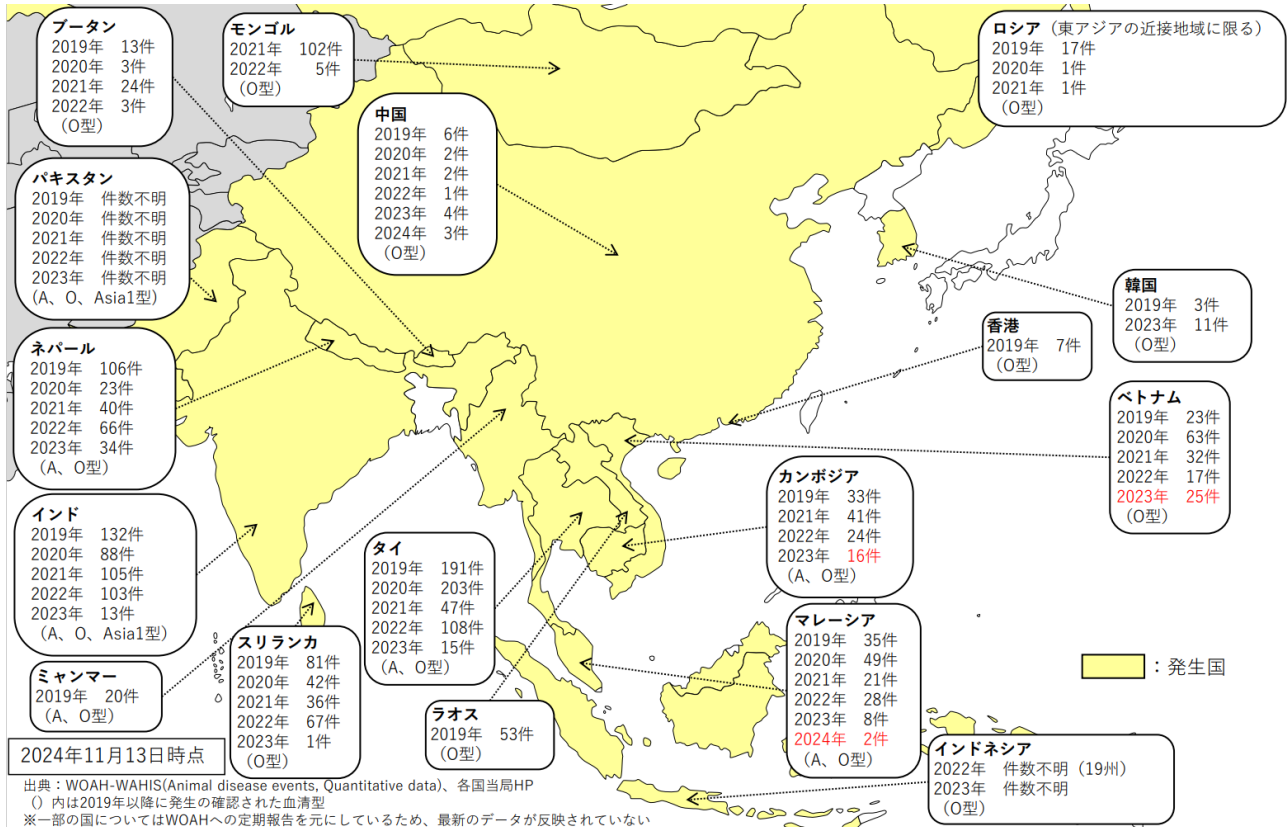
平成30年以降、中国をはじめアジア各地のASF発生国の旅客により国内の空港に持ち込まれた食肉加工製品等から本病ウイルスが、令和6年10月末日時点で173事例確認されています。検査を受けずに食肉加工製品等を持ち込んだ場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます。

CSF および ASF ウイルスの農場への侵入を防止するために、飼養衛生管理基準を遵守し、農場への病原体侵入防止対策の徹底をお願いします。特定症状（紫斑、発熱、元気消失、食欲減退、便秘、下痢、結膜炎、歩行困難、後躯麻痺、削瘦、異常産や死亡数の増加）が見られたときは、速やかに家畜保健衛生所に御連絡ください。

<口蹄疫>

平成 22 年の宮崎県での発生以降、国内において本病の発生はありませんが、近隣諸国では依然として発生が継続しており、令和6年もアジアの複数の地域で発生が確認されています。これから年末年始を迎え、人や物の移動が増える際には、口蹄疫ウイルス等の病原体の侵入リスクが高まります。引き続き、飼養衛生管理基準を徹底し、より一層の警戒をお願いします。

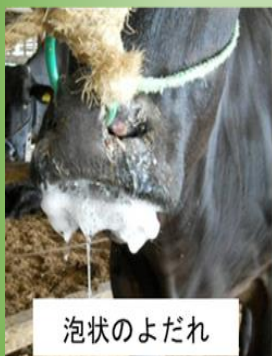
アジアにおける口蹄疫の発生状況



出典：農林水産省 HP

口蹄疫の症状

口蹄疫は牛や豚などで、発熱や食欲不振に始まり、後に泡状のよだれを流したり、口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）ができるのが特徴です。疑わしい症状を見つけたら、直ちに家畜保健衛生所に御連絡ください！



泡状のよだれ



上唇のびらん・潰瘍



鼻鏡部のびらん・潰瘍



蹄のびらん・潰瘍

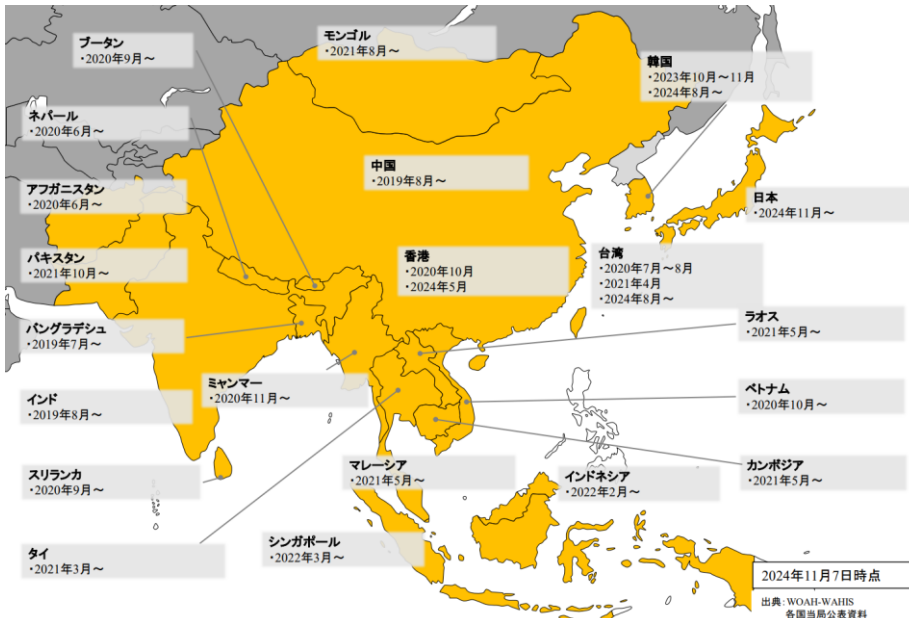
写真提供：宮崎県

<ランピースキン病>

ランピースキン病は牛や水牛に、皮膚の結節や水腫、発熱、リンパ節の肥大、鼻や目の出血、乳量の減少、跛行等の症状を示すウイルス性の疾患です。死亡率は1～5%と高くありませんが、泌乳ピーク期の乳牛や子牛においては重症化する場合もあり、生産性の低下や経済的被害が大きいこと等から、日本では届出伝染病に指定されています。感染の拡大は、蚊、ハエ、ダニ等による機械的伝播や、汚染された飼料、水、器具を介して起こるとされています。治療法はなく、発症牛の早期摘発、隔離、移動の自粛、発生地域においてはワクチン接種等の防疫対策によって、本病の発生及び感染拡大を防止することが重要です。また、本病は牛の病気であり、人に感染することはありません。

日本では2024年11月6日以降、福岡県の18農場（乳用16農場、乳用・肉用1農場、肉用7農場）、熊本県の2農場（乳用1農場、乳用・肉用1農場）で本病の発生が確認されました（12月13日現在）。福岡県では本病の発生を踏まえ、本病のまん延防止のため、ワクチン接種を行うことが11月18日に告示され、11月21日から接種が開始されています。

アジアにおけるランピースキン病の発生報告状況（2019年以降）



- ・アフリカで流行
- ・2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- ・2019年以降、アジアでの発生が拡大
- ・2023 および 2024 年、韓国で発生
- ・2024 年 11 月、福岡県で国内初発生

出典：農林水産省 HP

ランピースキン病の症状

ランピースキン病は、皮膚の結節や水腫、発熱、リンパ節の肥大が特徴です。症状は、不顕性のものから、重篤なものまで様々です。疑わしい症状を見つけたら、家畜保健衛生所に御連絡ください！



出典：FAO ウェブサイト

2 防疫演習の開催

令和6年11月19日、「江別市都市と農村の交流センターえみくる」において、令和6年度海外悪性伝染病防疫演習が開催されました。

演習内容では、①防疫衣の着脱方法とその指導の訓練、②汚染物品の焼却処理について、汚染エリア内に集積した汚染物品を同市内にある焼却施設の焼却炉に移動するまでの手順や消毒方法の確認を行いました。車両消毒については北海道ペストコントロール協会、車両誘導については北海道警察に実演および注意点の御教授いただきました。

約50名の参加があり、各市町村はじめ、関係機関の御協力を賜り無事に開催できましたことを御礼申し上げます。



3 定期報告の提出について

家畜伝染病予防法第12条の4の規定により、家畜の所有者には飼養衛生管理基準を遵守し、毎年2月1日現在の家畜の飼養状況を、定期報告書により管轄の都道府県知事へ報告することが義務づけられています。

定期報告書の未提出は罰則の対象となります。また、各種の補助金助成事業においても法令遵守が条件となっています。指定された期日までに忘れずに提出してください。

なお、様式は当所ウェブサイトに掲載していますので御利用ください。



定期報告書

4 飼養衛生管理支援システム

飼養衛生管理支援システムとは、農林水産省が開発を進めている、畜産生産現場の飼養衛生管理の向上により疾病の発生予防等を図ることを目的とした飼養衛生管理に係る各種情報等を一元管理するデータベースシステムです。当システムにより、各種の電子申請が順次可能となります。

○電子申請が可能となる手続き

- ・家きんの自己点検 令和6年 10月より
- ・定期報告 令和7年 2月より
- ・豚の自己点検 令和7年 5月より

※電子申請は必須ではなく、従来の紙媒体での報告も可能です。



○詳細は北海道庁のウェブサイトをご確認ください。

- 検索「飼養衛生管理支援システム 北海道」
- 右記の二次元コード読み取り



5 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査成績

令和6年度の家畜伝染病予防法5条に基づく検査（定期検査）を次のとおり実施しております。終了した検査につきましては飼養者および関係者の皆様の御理解と御協力により、円滑に終えることができました。また、これから実施する検査につきましても、御協力をよろしくお願いします。

対象疾病	対象家畜	検査時期	市町村	延戸数	頭羽群数	結果
ヨーネ病	乳用牛 肉用牛	9月	札幌市	12	408	全頭陰性
	乳用牛	4月	千歳市	11	921	全頭陰性
腐蛆病	蜜蜂	7～9月	札幌市	16	217	全群陰性
			江別市	6	221	全群陰性
			北広島市	3	519	全群陰性
			石狩市	5	87	全群陰性
			当別町	1	6	全群陰性
高病原性鳥インフルエンザ および 低病原性鳥インフルエンザ	家きん	1月予定	札幌市	1	10	未実施
			江別市	1	10	未実施

6 監視伝染病発生状況

道内および石狩管内における監視伝染病の発生状況をお知らせします。管内ではヨーネ病、牛伝染性リンパ腫等が確認されています。

(令和6年1月1日～11月30日、全道は10月31日まで)

区分	畜種	病名	石狩管内		全道	
			戸数	頭羽群数	戸数	頭羽群数
法定伝染病	牛	ヨーネ病	5	31	225	879
	山羊	ヨーネ病	1	1	2	2
	めん羊	伝達性海綿状脳症状	1	1	1	1
	鶏	高病原性鳥インフルエンザ			1	1
		高病原性鳥インフルエンザ(疑似患畜)			1	19,794
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢			16	31
		牛ウイルス性下痢(疑症)			5	6
		牛伝染性リンパ腫	2	2	213	610 (320)
		牛伝染性リンパ腫(疑症)			1	1
		牛丘疹性口内炎			1	1
		破傷風(疑症)			4	4
		サルモネラ症	2	3	46	196
		サルモネラ症(疑症)			1	1
		ネオスポラ症			1	1
	伝染性鼻気管炎			1	5	
	馬	馬鼻肺炎			15	24
	豚	豚丹毒			6	10 (10)
	鶏	鶏伝染性気管支炎			2	13
	蜜蜂	バロア症			28	897
		チョーク病	1	3	24	447
犬	レプトスピラ症(疑症)			1	1	

() : と畜場における発生



7 第72回家畜保健衛生所業績発表会

令和6年10月10日、「第72回家畜保健衛生業績発表会」が対面とWEBにて開催されました。道内の家畜保健衛生所から17題の発表が行われ、当所は以下の2題を発表しました。

① 家畜伝染病防疫に係る実効性の高い汚染物品処理計画の検討

(発表者：予防課 専門員 大久保春菜)

家畜所有者は、家畜伝染病発生に備え埋却候補地を確保しているが、全候補地での試掘は困難である。そこで、農場位置、各地点の地下水深度、地盤強度(N値)、地質分布データを集め地図作成ソフトで重ね合わせて石狩管内全域の埋却地の地下水深度とN値が推測可能な埋却適性推測地図(適性地図)を作成した。高病原性鳥インフルエンザ発生時の掘削で、湧水の有無や地盤の強度等は推測と同じであり、適性地図の実用性を確認した。家きん飼養農場の埋却地の適性推測に活用、適性の低い農場へは試掘や農場外候補地の確保等を指導した。全域的に埋却が極めて困難な地域では、万が一に備え焼却を検討開始。現在焼却作業に係わる振興局内の担当部署を決定し、焼却マニュアルを作成中。今後は、埋却地確保の指導を、全家畜飼養農場に拡大。また、焼却マニュアルを完成させ、円滑な計画移行の準備を行い焼却の体制整備を進める。



② 国内で初めて確認されたコールドックのロイコチトゾーン症

(発表者：病性鑑定課 主査 上垣華穂)

令和6年7月、6歳のコールドック3羽中2羽が、奇声と呼吸困難を呈し死亡した。剖検で脾臓腫大及び複数臓器の出血等を認め、病理組織学的検査で、全身の臓器にロイコチトゾーン属原虫の寄生が認められた。死体2羽の脾臓と同居鳥1羽の血液から同一の塩基配列のロイコチトゾーン属原虫遺伝子が検出され、分子系統解析より過去に中国や日本の水禽類から検出された系統と遺伝的に近縁であることが判明した。疫学調査の結果、令和6年6月末から7月上旬の間に水禽類からブユを介した感染が疑われた。国内におけるあひるの本症発生事例は、本事例が初報告。



講評では、2題ともに高く評価され、北海道・東北ブロック家畜保健衛生業績発表会での発表演題に選出されました。

8 牛の異常産について

異常産を引き起こす原因には、非感染性のものと感染性のものがありますが、感染性の異常産は感染拡大により被害が大きくなる危険性があります。病性鑑定で原因を検索し、病原体の拡散予防に努めましょう。

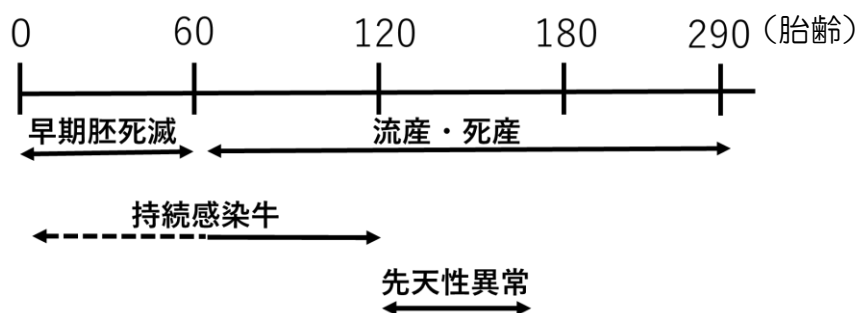
牛の主な異常産原因疾病

【ウイルス】

○牛ウイルス性下痢（BVD）

BVD ウイルスに妊娠牛が感染した場合、子宮内感染を起こし、流産、死産や奇形等の異常産が発生します。また、BVD ウイルスによる異常産の発生がみられる農場では、持続感染牛（PI 牛）の出生や、呼吸器病や下痢の流行により、農場の生産性が大きく阻害されます。

BVD ウイルス感染時の胎齢と発現する病態



○アカバネ病

夏～秋にかけて、吸血昆虫（ヌカカ）を介してアカバネウイルスに感染し、冬～春に先天性の奇形を伴った異常産が発生します。先天異常子には、四肢の湾曲、脊柱の湾曲・斜頸、内水頭症（大脳欠損）、頭部の変形がみられます。北海道では、本疾病の流行が数年に1度の頻度で見られます。

【寄生虫】

○ネオスポラ症

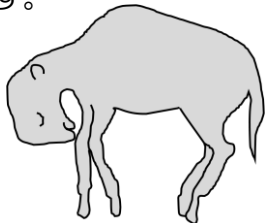
Neospora caninum という原虫が起こす疾病です。この原虫はイヌ科を終宿主としますが、中間宿主として牛や水牛のほか、めん羊、山羊、鹿などにも感染します。イヌ科の動物の糞便に含まれているオーシストを牛が口から摂取し、胎盤を介して胎子に原虫が感染し、流産、死産や虚弱牛の出生がおこるとされています。一度感染してしまうと原虫は母牛の体内にとどまるため、リスク牛となります（流産等は毎回必ず起こるわけではなく、正常に分娩する場合があります）。

【細菌性・真菌】

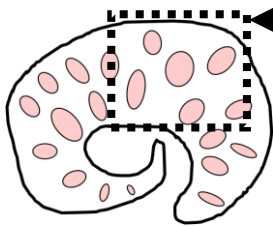
リステリアやサルモネラ、カンピロバクター等の細菌や、アスペルギルス属、ムコール属、カンジダ属の真菌が原因として報告されています。汚染羊水の吸引や血行性の感染で、胎子や胎盤に病変が形成されます。

○病性鑑定に必要な検体

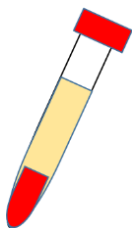
胎子、胎盤、母牛の血清（初産牛の場合は膣スワブも）が必要です。母牛の血清のみでは確定診断ができません。なお流・死産原因検索のために病性鑑定を受検する場合は、家畜伝染病予防法第5条に基づきブルセラ症のサーベイランスを受検することが定められています。



胎子
 体液が漏れないようなビニール袋や容器に入れて搬入。
 死後変化（自己融解）が強くても、得られる情報は沢山あります。必ず搬入して下さい。



胎盤
 絨毛部（数個）を含む部位を採材。
 胎盤にしか病変がない事例もあります。胎盤の排出が遅い場合は、後からでも良いので、搬入していただけますようお願いいたします。



母牛血清
 プレーン管で採材。
 母牛について、ウイルス性疾患の抗体保有状況調査や、BVD 検査を実施することができます。ただし、母牛の血清のみでは確定診断ができません。胎子・胎盤と併せて搬入して下さい。



膣スワブ
 初妊牛で必須。
 採材後は、綿球が乾燥しないようにチューブ等に入れて下さい。

病性鑑定を依頼される際は、事前に病性鑑定課まで連絡を！

9 令和6年度病性検定におけるヨーネ病スクリーニング検査について

令和6年度の検査を次の日程で実施中です。出荷予定月や検査個体について十分に確認の上、今後とも各期日までの検体搬入をお願いします。

1. ヨーネ病検査日程

検体受付締切日	検査実施予定日	採材期間
1月20日(月)	1月21日(火)	1月14日～1月20日
2月7日(金)	2月10日(火)	2月1日～2月7日
2月21日(金)	2月25日(火)	2月15日～2月21日
3月10日(月)	3月11日(火)	3月4日～3月10日

- * 例年、家畜生産農場清浄化支援対策事業（事業主体：公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会）は年度内に受付締め切りが設けられていることから、年度末（令和7年（2025年）3月）に実施する検査については、基本的に通常の病性検定での取扱（支援事業の対象外）となりますので、あらかじめ御承知願います。

2. 留意事項

- 対象は、生後6ヶ月以上の牛です。
- 牛の個体識別番号、採血年月日、採血した獣医師名を記載した採材証明書を同封してください。なお今年度より、衛生指導協会長あて採材証明書の様式が変更され押印が不要となっています。
- 検査リストの電子データは、検体搬入前に送付願います。

10 薬剤耐性（AMR）対策について

動物への抗菌性物質の不適切な使用により薬剤耐性菌が増加すると、動物の治療を困難にするだけでなく、動物から人に耐性菌が伝播して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されます。

国では、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」を策定し、抗菌性物質の使用量削減の取り組みを行っています。産業動物関係者だけでなく、愛玩動物関係者も連携して取り組む必要があります。

- ◎抗菌性物質を使う機会を減らすために、飼養衛生管理の向上や適切なワクチン接種により、感染症を予防しましょう。
- ◎感染症を疑う時は、検査を受け、効果のある抗菌性物質を選択して使用しましょう。
- ◎獣医師の指示どおりに抗菌性物質を使用するとともに、出荷制限期間も必ず確認して生産物への薬剤残留を防止しましょう。
- ◎処方する獣医師は、抗菌性物質の適正使用・慎重使用を常に心がけ、特に二次選択薬は必要最小限の使用にとどめてください。

詳細は農林水産省ホームページ「動物に使用する抗菌性物質について」を御覧ください。⇒



11 家畜の日射病・熱射病の発生

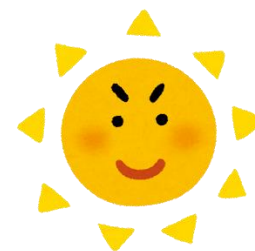
今年度の石狩管内は、6～9月の4か月間で、真夏日は各月で観測されたものの、昨年度のような35℃を超える猛暑日はありませんでした。

道内における家畜の日射病・熱射病の発生頭羽数は、2,023（うち死廃頭羽数 1,943）が報告され、猛暑となった令和5年度の40,966と比較すると、大幅に減少しました。

管内では、580（うち死廃頭羽数 579）の発生があり、内訳は採卵鶏が578と大多数を占めました。実施した主な対策としては、採卵鶏では飲水の冷却・入気口の開放・ビタミン剤および重曹の投与、牛・馬では全身に水をかけ冷却、補液などの処置が施されました。

【石狩管内の発生数】

期間	採卵鶏	乳用牛	馬
6/ 1 ~ 6/30		1(1)	1
7/ 1 ~ 7/15			
7/16 ~ 7/31	476 (476)		
8/ 1 ~ 8/15	102 (102)		
8/16 ~ 8/31			
9/ 1 ~ 9/30			



()内は死廃頭羽数

～ 調査への御協力ありがとうございました ～

12 獣医師法第22条の届出について（獣医師の方へ）

獣医師の方は、獣医師法で、氏名・住所・業務等について2年毎に届け出ることが義務づけられており、今年が届出の該当年となっています（獣医師関係の仕事をしていない場合でも届出が必要です）。

令和6年12月31日現在の状況を令和7年1月末までに届け出てください。詳細は、[当所ホームページ](#)「**注目情報**」をご覧ください。

なお、前回とは様式が異なっていますので、新様式を使用してください。

また、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるオンライン届出では、農林水産省のシステムへの新規登録に数日必要ですので、早めに手続きを行ってください。



13 職員配置図・緊急連絡先

◎職員配置図・緊急連絡先

北海道石狩家畜保健衛生所		〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘3番地	
TEL：011-851-4779		FAX：011-851-4780	
夜間・休日（緊急時）：011-204-5000（石狩振興局 代表）			
※夜間、休日の緊急連絡は北海道庁中央司令室が窓口となります。 担当者に「石狩家保への緊急連絡」とお伝えください。			
電子メール：ishi-kaho.12@pref.hokkaido.lg.jp			
所長	菅野 宏		
次長	信本 聖子		
指導課長	山本 泰弘	予防課長	川島 悠登
主査（動物薬事・安全）	坂梨 裕	主査（危機管理）	榊原 伸一
専門員	福田 若菜	指導専門員	蘇武 なつみ
		専門員	大久保 春菜
		専門員	一戸 暁
		病性鑑定課長	吉田 美葉
		主査（病性鑑定）	上垣 華穂
		指導専門員	齊藤 真里子
		指導専門員	中谷 敦子
		専門員	大河原 彩子
ホームページでも情報を発信しています：「 石狩家畜 」で検索！ https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.html			